

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会 議 年 月 日	令和7年3月10日（月曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後2時44分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席分科員 （7名）	委 員 長 加藤 茂樹 副 委 員 長 谷口 明子 委 員 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 吉田 博幸 寺坂 寛夫		
欠席分科員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 石田 久美子 議事係主任 稲田 直		
出席説明員	【水道局】 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 総務課財務係主幹 竹田 美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 前田 恵一 資産管理課長 大島 徳明 資産管理課課長補佐 太田 憲男 料 金 課 長 八木谷 義人 料金課課長補佐 佐々木 基 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄 水 課 長 楮原 昌宏 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 末石 匡昭 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長補佐 尾崎 信二		
	【下水道部】 下 水 道 部 長 坂本 宏仁 次長兼下水道企画課長 牧野 隆史 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画企画係長 田中 聡大 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課下水道管理室長 松尾 一繁 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 太田 順二 下水道経営課普及係長 中澤 崇 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		

	【都市整備部】 都市整備部長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一 都市企画課課長補佐 雁長 徹 交通政策課長 宮谷 卓志 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 河川公園課長 徳田 剛 河川公園課課長補佐 古網 竜也 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課課長補佐 山崎 修 建築指導課主査 伊賀 巧 建築住宅課長 森田 健 建築住宅課課長補佐 田渕 聡 建築住宅課課長補佐 宮部 将 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人 鳥取西地域工事事務所長 守山 信敏
傍 聴 者	1 人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前 10 時 0 分 開会

【水道局】

◆加藤茂樹委員長 ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。吉田委員より、少し遅れる旨の報告を受けておりますので、始めさせていただきます。

まず、本日の日程でございますが、水道局の議案審査、当初予算の質疑を行い、次に、下水道部の当初予算の質疑を行い、その後、都市整備部の議案審査、陳情審査、報告、当初予算質疑と進めてまいります。

なお、令和 7 年度当初予算につきましては、前回同様、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行いますので、御承知おきください。

それでは、水道局の議案審査に入ります。まず初めに、水道事業管理者に挨拶をいただいた後、審査に入りたいと思います。武田水道事業管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。最初に、先般 2 月 21 日の委員会で説明申し上げました、議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正、この議案に関しまして、参照条文の誤りが見つかりまして、急遽、先週の 3 月 3 日の本会議で、議案の一部訂正につきまして御許可をいただきました。大変御迷惑をおかけしましたこと、まず冒頭、陳謝申し上げます。よろしくお願いします。

それでは、今、加藤委員長のほうから御案内がありましたように、本日は、今説明いたしました条例改正の議案、さらには、予算審査特別委員会分科会で、令和 7 年度の水道事業の当初予算並びに工業用水道の当初予算について御審議いただきたいと思います。どうかよろしく

お願いいたします。

議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、審査に入ります。議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、先日の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 すみません。審査の前にですね、先ほど管理者のほうも触れられました、議案第 60 号の訂正箇所につきまして、簡単に説明をさせていただきます。本日は、前回の委員会で配付しました資料の訂正後のものをお配りしております。資料 1 ページ、2 ページにつきましては、訂正はございません。

資料 3 ページを御覧ください。3 ページ以降に、一部改正を行います条例の新旧対照表を記載しておりました。表の右側に改正前の条文、表の左側に改正後の条文を記載しております。訂正箇所につきましては、2 か所ございます。

資料 5 ページを御覧ください。まず、第 3 条第 11 号、5 ページの上段になります。網かけをしております、建設業法施行令第 37 条、そして、もう一か所は、資料 6 ページを御覧ください。第 4 条の第 8 号、6 ページの下段になります。こちら、網かけをしております。建設業法施行令第 37 条、この 2 か所につきまして、政令改正される前の建設業法施行令第 34 条と記載しておりました。誤って記載してしまい、大変申し訳ございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

以上で、議案第 60 号の議案訂正につきましての説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

質疑のある方は、発言をお願いします。ありませんか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この改定自体っていいですか、非常に分かりにくいと思いますけどね。2 ページに、いろいろ改正案、現行と改正案とがありまして、技術上の実務経験ということがあって、多分、これは、現行より、現行ない分については入れられとると、3 年、4 年とか、6 年、いろいろの大学・短大とか。この関係は、当然、緩和で幅広く要件に入っていただくと、監督者や技術管理者、これについては、どうでしょうかね、今の現水道事業の関係での指定工事店や業者関係あるでしょうけど、それなりに影響受けて、この辺、どんどん どんどん増えるとか、その辺、把握はされてますか。それで、これ自体が業者関係は知っとられるのかどうか、通知、こういうことで緩和されたとか、こういう資格で緩和条件が緩んで、できましたよということで、その辺で想定されて、技術者や監督者が増えて、水道事業の工事に、いろいろとよくなるというかね、資格ができて、監督者が増えたりして、技術者や監督者のほうの不足に対しての影響はどのようになっているのか、分かりますかね。

◆加藤茂樹委員長 渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 寺坂委員の質問にお答えいたします。まず、この布設工事監督者と水道技術管理者ですが、これ、水道局内に限られて設置するものでございまして、一応、先ほどもございました、民間の業者さんはちょっと一応、ちょっと置いていいですか、対象外っていいですか、なっております。水道事業をやる上で、この水道技術管理者、並びに、工事の監督をする上で、水道布設工事監督者を置かなければならないということでございます。

このたびの緩和によりまして、一番大きなのが、これまで、市長部局なんかの人事異動の方は、来られても水道の実務経験がないということで、なかなか監督者になれなかったんですけども、それぞれ、下水なりとか、河川、道路とか、あと、そういったものも、今度は技術上の実務経験ということで参入になりましたので、従来より早く、布設工事監督者としての資格が得られることができるというメリットがございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 今のことに関連してですけども、今の時点で、そういった管理者、監督者が不足していたということはあるのでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 現時点では、不足でございません。ちなみに、今、水道局の職員、管理者を除きますと 99 人いまして、そのうち、技術職員は 60 名おります。そのうち、この資格を有してる者は、布設工事監督者及び水道技術管理者ともに 51 人という、相当な数もいますので、現状のところ資格者不足ということはございませんけども、今後、先のことを考えますと、なかなか、人材を確保しておかないといけないということで、このたび要件のほうの緩和をしたということでございます。

◆谷口明子副委員長 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 60 号鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを採決をします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 10 時 10 分 休憩

建設水道委員会に切替え 11 時 33 分 再開

【都市整備部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、都市整備部の議案審査に入ります。

まず、都市整備部長に挨拶をいただいた後、審査に入りたいと思います。山根都市整備部長。

○山根陽一都市整備部長 失礼します。都市整備部長の山根でございます。お疲れのところ、恐れ入りますけども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の建設水道委員会と分科会でございますが、先日御説明いたしました条例改正案、市道の認定・変更、そして、7 年度の当初予算案について御審議いただくほか、追加補正といたしまして、2 月・3 月の除雪に要する費用として、6 億 7,000 万円を計上いたしておりますので、こちらについても御説明をいたします。

このほか、市営住宅の漏水事故についての報告も申し上げます。簡潔に説明、答弁に努めますので、どうぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第 56 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、議案第 56 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、先日の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は順次発言をお願いいたします。ございませんか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この条例改正っていいですか、県の住宅供給公社に移管されるということのようでして、これについてですね、公社自体が、県の住宅公社が、美萩野団地や、中ノ郷団地を造成されたりして、県営住宅も建てられて、その管理されとったということが以前からありまして、これらに伴う一部改正、この前の本会議のところで質問、質疑もあったようですが、その体制を移管する場合に対して、その残りのほうの、担当しておられた方、何名ぐらい取り組みされて、その体制後も、まだ残られるっちゃう話も聞きましたけど、その辺の詳しく、その残られた方の今後の事務分担っていいですか、それをどのように考えておられるのかお尋ねします。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。委託をしまして、将来的には、正職員の削減もできるんじゃないかと考えております。それでですね、今、先進事例であります倉吉市さんとか、いろいろ話を聞いた感じだと、混乱がやっぱり 3 年ぐらい続くこともあるので、3 年ぐらいは、現体制を維持しないとならないかなというところは考えております。その間に、どうしても事務はだんだんと減っていきますので、今までの懸案でした滞納整理に力を入れて、滞納整理が進んでいけば、本当に人が減らしていけると思いますので、そういうところも考えておるところです。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 二、三年、その辺もまだあるでしょうし、要望としましては、とにかく建築住宅の関係のね、事務問題、いろいろあって、建築指導のほうの方、またちゃうでしょうしね、

建築部門で、あらゆる面で空き家もあるでしょうし、耐震問題もあるし、建築部門っちゅうのは非常に多いもんですから、その辺は調整を図りながら、事務分担を、取組を今後ね、行っていただきたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 家賃の滞納については、従来どおり行うということですが、福祉的要素を持っている部分については、窓口を委託してしまうので、その福祉的に困られている方っていうのは、本来、福祉部局に行かれればいいのかもしいかなという考え方の下、なさってるのかもしれないですけども、今までであれば、建築住宅のほうに声がかかっていたものが、聞き取れなくなるのではないかという懸念が少しあるんですけど、その辺りはどのようにお考えですか。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。その辺については、我々もちょっと心配しておりまして、公社と十分話し合いをしておりますので、上手にやっていくような、今体制をつくっていくところでございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 確認です。先ほど、倉吉市のほうで少し混乱があったかっというようなお話があったんですけども、住宅に入とられる市民の方は、今までだったら市役所の窓口に来られていたものが、公社のほうに行かれて、そこで相談されて、公社のほうから、もし、そういう福祉的な御相談とかあった場合、また市役所のほうにお話が戻ってくるっていう、ちょっとイメージが分からないので、具体的なイメージというか、フローを教えていただけたらと思います。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。太田議員のおっしゃるとおり、今考えているのは、公社からそういった情報を得次第、市のほうがフォローするという格好で考えております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 やはり、その辺りが一番心配なところで、悩みというか、そういったことが続くことによって、滞納にもつながっていくというような思いもありますので、今後どういうふうに対応していくのかということを併せて、しっかり検討していただきたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 意見でよろしいでしょうか。

◆太田 縁委員 はい。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 56 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 67 号市道の路線の認定について（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第 67 号市道の路線の認定については、先日の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、発言をお願いします。ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 67 号市道の路線の認定についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 68 号市道の路線の変更について（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第 68 号市道の路線の変更については、先日の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第 68 号市道の路線の変更についてを採決をします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、次に、追加分、議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算を説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。それでは、補正予算について、追加補正予算について説明させていただきます。予算書は 13 ページ、事業一覧は、同じく 3 ページの 5 番となります。資料は、3 の 2 ページを御覧ください。目道路維持費、細目除雪関係費、6 億 7,000 万

円の増額をお願いするものでございます。この補正は、2 月 21 日の常任委員会でも一部説明しましたが、2 月 4 日～9 日まで、2 月 18 日～24 日まで連続降雪があり、2 月 4 日～9 日まで、鳥取気象台の累計降雪量が 69 センチ、2 月 18 日～24 日までは、累積降雪量が 81 センチありました。50 センチ以上の降雪となったため、除雪はもちろんのこと、歩道除雪、交差点部における道路の排雪、市民排雪場の開設に費用を要し、除雪費の不足が見込まれるため、追加提案を行うものでございます。なお、追加提案の中には、3 月の除雪 1 回分も見込んで提案をしております。

道路課補正額 6 億 7,000 万円、補正後の額 42 億 8,257 万 1,000 円、都市整備部補正額、同じく 6 億 7,000 万円、補正後の額 82 億 148 万 2,000 円です。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言ください。ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第 69 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

令和 7 年陳情第 4 号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、陳情審査に入ります。前回に続き、令和 7 年陳情第 4 号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情を議題とします。本陳情につきまして、委員の皆様より御意見を申し上げます。足立委員。

◆足立孝史委員 前回も申し上げましたように、不採択理由、前回、これ、書いてあります安全基準というのは改善されてない、何も国のほうも指摘されてないという状況なので、これが変わらない限りは、採決のほうですが、前回と同じように不採択ということで考えております。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございませんか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 これが、美保南地区が、先駆的にいろいろ取り組まれたりして、大路川治水懇談会でも、その浸水対策があらゆる面で、災害の辺は、取組強化されとるとこ、地区ですけど、この添付資料で出されとる段階は、これは県の資料ではなしに、県の資料に基づいて拡充をと、新設や拡充をとということですかね。これは何か勝手に向こうがされた分で、県の資料なのかなっていう、ちょっと勘違いしましたけど、これはどうでしょうか。次長のほう、どうですかね。ちょっと聞いてみたいな。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。持っとられる資料、議員さん言われるとおり、県が作成した資料です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 県が作成された資料に、拡充とか新設を付け加えられた、地元は付け加えられたもんですか、これは。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 もともとあった制度に拡充されて、今は、県はこれでさせていただきますということです。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 といいますと、この表自体が赤枠で、これはカラーですけどね、拡充だ、こういうことは、県は、こういう補助金制度がありますよという、取り組んだ県の資料ということですか。となれば、話がね、県の事業で、そういうのが出れば、地元としても、それなりの新設・拡充ができるんじゃないかという要望だと思うんですけどね。その辺がちょっと、県なら、ちょっとよう何かが、のみ込めんけど、県がここまで拡充をしたということ、県事業だったら、地元の言われることも、特に一理あると思いますけどね、言いたいのは、どっちにも、安心・安全がどうのこうの、国の補助がないと、補償されないといった、それが補償されないもんを、県が出すこと自体がね、事業の補助金としての、それこそ問題であって、その辺はどうかなっちゅうのは、県事業に取り組むのに、市が、どっこの市も、市町村もされてないということのようですけど、ちょっと何か腑に落ちん面もありますな。県がこういう補助制度しとるのに、それがどうでしょうかね、極端に言えば、あくまで安全保障、それなりの、部屋のね、シェルターベッドでも、それが補強されれば、ぐっと、ある程度、強度計算はされとるでしょうし、上からの圧力や、いろいろ落ちても。そういうのも、安全そうにないやつを、県が補助で取り組まれること自体が問題だと私は思ってますけど、その辺、いかがでしょうかね。執行部のほうはどうですか、その辺の考え方は。

（「執行部」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。県も国もそれぞれの考え方があって、この制度つくられとると思いますけど、県のほうもですね、令和 7 年度中に基準を定めるというようなことで動いておられることですので、今、県のほうも基準が必要だというふうに認識されておるんじゃないかなと思います。以上です。

◆寺坂寛夫委員 要は、この補助金制度が、問題があるから、県のほうは、まだきちっとした制度の概要をもう少し取り組むということですか。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。議員さん言われるとおりで、県がもう少し肉づけをするというふうに、私は捉えております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 そのようなことがあれば、まだまだこれがね、県のほうで見直しされる分があるということだったら、ちょっと様子を見ないけんちゅうことですね。分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。いいですね。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、令和 7 年陳情第 4 号命を守る耐震（防火）シェルターの助成に関する陳情を採決します。本陳情の採決に、採択に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手なしであります。本陳情は不採択とすることに決定しました。

そうしますと、不採択理由でございますが、いかがいたしましょう。意見があれば願います。先回も出ておりますが、今回どうするか。足立委員。

◆足立考史委員 私が最初言った理由もありますし、先ほど、寺坂委員のほう腑に落ちたような、理解された内容を、その県の動向見るとということが今回新たに言われたので、そこを一緒に入れてもらえたらいいではないかと思いますが。

◆加藤茂樹委員長 分かりました。そうしましたら、足立委員と寺坂委員が言われたのを 2 つ組み合わせたような感じので取りまとめてよろしいですか、事務局。

○稲田 直市議会事務局議事係主任 具体的に、ちょっとこういう内容でっていうのを。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 先ほど次長が言われた、県耐震基準等々の見直す要素、何ていうか、その考え方があるようなことを示されてるという発言だったと思うので、その言われた文言をもう一遍整理して、上手に組み合わせたらと思いますけども。。

◆吉田博幸委員 県のは、入れんでもええじゃないかいな。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この県のほうの、この鳥取県震災に強いまちづくり促進事業と、これについて、まだまだ県のほうで検討されとるという、これ、まだ安全性のいろんな辺を、そういうことで、その辺の状況も、まだ検討の余地があるみたいな感じで、この制度については、いろいろ見直しを検討されているということで、ちょっと考えるので、だけえ、その辺で、ためって、見直しを検討されているためでええんですが、そのために不採択っちゃう格好で、この事業のね、安全性等見直しをされる、検討されているためにっちゃうことで、まだできてないし。

◆加藤茂樹委員長 先回は、国が耐震防災シェルターの安全基準を定めていないことにより、助成制度の運用は困難であると考えたためでありました。これをそのまんまにするものか、この国、国を県に変えるものなのかのになってくると思いますが。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 今、委員長が紹介されました、前回の不採択理由に加えて、今、県でも検討中のためということで付け加えたらいいと思いますけども、その見直しのされておられることも、両方入れてもと思いますが。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 この県の見直しというのが、確約って、確定したものなのか、主観が入ってるのか、事実であれば使っていいとは思いますが、その辺の確約を、もう一度、執行部のほうから。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。県のですね、室長と課長補佐

が私のとこに来られまして、何とかしたいだけどっていうことで、やっぱりつくりたいと、やっぱり制度を運用していきたいという相談で、陳情にもあったとおり、やっぱり基準が明確でないと、実際、是非の判断がつかない、運用ができないっちゅうことで、同じ返事をしておりますので、そのときにつくっていきたいけえということを聞いとります。

◆足立考史委員 公表してええのかどうか。

◆加藤茂樹委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。口頭で聞かれた、どうだって聞かれた程度ですんで、絶対するかと問われると、私もちょっと何ともお返事ができないですね。

◆加藤茂樹委員長 入れんほうがいいね。太田委員。

◆太田 縁委員 ちょっと水を差すようなことになるかもしれないんですけども、県のほうが、令和 7 年の 2 月 7 日付現在で、耐震ベッドの施工代理店情報を提供しておられます。なので、やはりその業者をこう、一覧表っていうのを作っておられるので、県も進めたいのではあろうかと、推測です。ただ、やっぱりその国の基準がないっていうところが、我々の一番共有しているところなので、課長がおっしゃったように、県のほうも基準をつくっていく予定ではあろうと思いますが、今回のところは、やはりその国の基準がないっていうところが、全会一致している理由だというふうに思いますので、それを不採択理由というふうにさせていただけたらというふうに思います。

◆加藤茂樹委員長 今、太田委員から意見が出ました。結局、県は、次長も言われましたけど、ちょっと口頭での話のようですので、先回の理由に、国が耐震防災シェルターの安全基準を定めていないことにより、助成制度の運用は困難であると考えため、そのまんまで、このたびもさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、先回の上の、前文の陳情内容にある、現状認識と実態が合っていないを取り除いて、以下を同じく理由とさせていただきます。

市営住宅賀露団地 R 6 棟漏水事故について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 その他報告に入らせていただきます。市営住宅賀露団地 R 6 棟漏水事故についてを説明ください。森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。その他報告で、市営住宅賀露団地 R 6 棟漏水事故について報告します。資料 3 の 3 ページを御覧ください。

令和 7 年 2 月 22 日土曜日の 20 時頃、市営住宅賀露団地 R 6 棟の 1 住戸で漏水事故がありました。この漏水事故は、4 階住戸トイレの給水が下の階へ大量に漏れたことにより、3 階住戸の玄関ホール、廊下、便所内が水浸しとなったものです。

漏水の原因は、洋式トイレのタンクの水を流すレバーが戻らなくなっていて、タンクへの給水が止まらないまま、あふれ出てしまったことによります。このために、3 階住戸の家財が、

漏水により汚損したほか、漏水により、漏電ブレーカーが作動したままとなり、住戸内が停電したため、電気が使えなくなりました。結果、居住者の家財などに損害を与えてしまいましたので、報告をするものです。

資料右側上段は、被害のあった日に撮影した現地の状況です。①から順に、廊下、トイレ、洗面脱衣所で、新聞紙での拭き取り、げた箱及び靴、廊下に置いていたマットレスなどが水ぬれした状況です。

また中段は、被害住戸の平面図で、赤枠は住戸の範囲、桃色に着色した部分は、漏水のあった範囲を示しています。赤丸の数字と、その矢印は、上段の写真と、その撮影方向になります。

2 月 25 日火曜日に、3 階入居者と改めて現地確認を行い、今後の対応について話し合い、修繕に 2 週間程度かかるため、別室へ引っ越してもらうこととなりました。

今後は、被害者と、補償について示談協議を進めていきます。被害額は調査中であり、賠償金の予算措置については、後日になります。なお、漏水による水損は、市営住宅が加入している全国公営住宅火災共済機構での填補の対象外となります。経過について動きがあれば、随時、委員会で報告してまいります。説明は以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。足立委員。

◆足立考史委員 保険の対象外って言われましたですね。となると、この損害の補償がこれからということですけど、鳥取市と 4 階の方との何か案分とかあったり、考え方はどうなります、補償についての。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。今のところですね、4 階の原因にはならないんじゃないかっていうちょっと判断をしまして、まだ、調査がまだ進めてる最中ではあるんですが、もし 100% の場合の可能性もあるというところで、今考えてるところです。以上です。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立考史委員 100% は鳥取市という、じゃなくて、原因の 4 階の方っていうことになります、どちらですか。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。市が 10 割の可能性があるとというのは、ちょっと感じているところです。以上です。

◆加藤茂樹委員長 吉田委員。

◆吉田博幸委員 これは、その機具の不具合って書いてあるけども、その棟には、みんな、この機具が入るとるわけ。また、ずーっと、このことが起こらせんかっていうだが。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。今回ちょっと我々もですね、何でこうなったか、ちょっとはっきり分からない部分がまだありまして、普通ですと、レバーが戻らなくてもですね、ゴムフロートといいまして、排水するところが開いたままで、水があふれ出ることはないんですけど、今回は、そこも閉まっていた状態であふれてしまったという、ちょっとまれなケ

ースというところでして、ほかでは考えられないと思っています。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 そのレバーっていいですか、そのタンク自体はロータンク、ハイタンクですか、その性能は。そのタンク、上にあるのか。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。通常の洋式トイレにあるロータンクです。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 多分、浮きがあるんでね、浮きで大体止まるんですけどね。何かのところでねじれたり、何かがかかったりしたら、そういう機能を発揮せずにオーバーすると。原因が、いずれにしても、どうでしょうね、それが老朽化したり、調子悪かったりしたら、市に来る可能性が強いですね、市が管理しとるんで。

◆加藤茂樹委員長 足立委員。

◆足立孝史委員 多分、吉田委員が言われた心配事は、同じ症状があるんじゃないかとすれば、みんな点検したらどうかというところまでの意見ではないかと思うんです。まれに見る事故だと、まれっていいですか、そのまれがまた起きたらあれなので、起きないように、もう一遍点検するのはどうかというところまでを言っとられるような気はしたんですけど、これ以後の、そのほかの箇所の調査とかはされることがないということによろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。普通、考えられない現象ですので、今のところは、そこまでとは思ってないんですが、ちょっとまた住民さんとも、また話をしてみまして、希望があれば点検をしたいと思います。以上です。

◆加藤茂樹委員長 吉田委員。

◆吉田博幸委員 希望があればじゃなしに、こっちのほうが初めに、その点検なりして、被害を最小限に抑えるっちゃうことをせないけんじゃないか。想定外がようけ起こったんで。

◆加藤茂樹委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。では、その御意見のとおりさせていただきたいと思います。

◆吉田博幸委員 お願いします。それが市のためになるけえ。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、建設水道委員会を終了いたします。

しばらく休憩いたします。再開時刻を 1 時 20 分とさせていただきます。13 時 20 分より、予算審査特別委員会のほうに入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え 午後 0 時 13 分 休憩

建設水道委員会に切替え 午後 2 時 40 分 再開

【その他】

閉会中継続調査申出書（案）について

- ◆加藤茂樹委員長 建設水道委員会を再開いたします。その他といたしまして、閉会中の継続審査申請、継続調査申出書についてお諮りしておりますとおり、お配りしております。皆さん、手元にあるかと思いますが、議長に提出としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆加藤茂樹委員長 では、そのようにさせていただきます。

令和 7 年度建設水道委員会視察について

- ◆加藤茂樹委員長 次に、令和 7 年度の建設水道委員会の視察についてであります。前回の協議において、日にちは、5 月の 13 日・14 日・15 日とさせていただきました。日にちは確定ですんで、空けておいてください。視察先テーマ等の何かありましたら。もし、あれだったら、東日本大震災の辺り、あの 3 県、福島・宮城・岩手復興して、今になってから予算、管理費が倍増して困っとるっていうような案件も出とるみたいですんで。よろしいでしょうか、取りあえずそういう方向で。案があれば事務局に言ってもらったらいいです。今この場でちゅうのは、多分、なかなか、やれないと思いますので。

- ◆足立考史委員 メールとかで事務局に。

- ◆加藤茂樹委員長 こんなんはっていうことあったら、事務局のほうに言ってもらったら、協議したいと思いますので、取りあえず、よろしいでしょうか。今、多分決まらないと思いますので。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、あと、計画、皆さんから出してもらうのはいいですので、後のことは、正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆加藤茂樹委員長 分かりました。決まり次第、皆様にお知らせします。

以上で、全ての日程を終了しましたので、以上で建設水道委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 2 時 44 分 閉会

令和7年2月鳥取市議会定例会

建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和7年3月10日（月）

7階 第2委員会室

水道局（10：00～）

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案(審査)

議案第 60 号 鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(審査)

議案第 24 号 令和7年度鳥取市水道事業会計予算

議案第 25 号 令和7年度鳥取市工業用水道事業会計予算

下水道部（水道局終了後）

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案(審査)

議案第 11 号 令和7年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 26 号 令和7年度鳥取市下水道等事業会計予算

都市整備部（下水道部終了後）

----- < **建設水道委員会** > -----

1. 議案(審査)

議案第 56 号 鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 67 号 市道の路線の認定について

議案第 68 号 市道の路線の変更について

2. 議案(説明・審査):追加分

議案第 69 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）

3. 陳情【質疑・討論・採決】

< 陳 情 >

令和 7 年陳情第 4 号

命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情

4. その他

市営住宅賀露団地R 6 棟漏水事故について

----- < **予算審査特別委員会建設水道分科会** > -----

1. 議案(審査)

議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 12 号 令和 7 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

そ の 他（都市整備部終了後）

----- < **建設水道委員会** > -----

・閉会中継続調査申出書（案）について

・令和 7 年度建設水道委員会視察について